

INDAS Working Papers No. 14
March 2016

植民地体制形成期の管区都市と政治（1）

－1820 年代ボンベイにおける「行政・司法対立」－

A Presidency Town and Politics during the Early Colonial Period (1)

: ‘Judiciary and Executive Conflicts’ in Bombay during the 1820s

長尾 明日香

Asuka Nagao

植民地体制形成期の管区都市と政治（1）

－1820 年代ボンベイにおける「行政・司法対立」－*

長尾 明日香**

A Presidency Town and Politics during the Early Colonial Period (1)

: ‘Judiciary and Executive Conflicts’ in Bombay during the 1820s*

Asuka Nagao**

It is commonly stated that Indian merchantile communities in Bombay, especially the *shetias*, exercised limited but lasting influence over the local colonial government during the 19th century. This working paper would like to argue that the potential for Indian merchants to enjoy such political power might not be very high during the 1820s due to the military despotic nature of the Company Rule and to the disappearance of competing power to the East India Company in the western part of the subcontinent after closing of the Third Anglo-Maratha War. What happened during the so-called ‘judiciary and executive conflicts’ which took place between the judges of the ‘King’s Court’ and the Company’s local staffs during this period seems to back up a notion that to claim or to defend one’s right under any despotic government is not easy.

* 本稿は 2015 年 10 月 10 日に開催された KINDAS 研究グループ 2 第 2 回研究会での報告に基づき、追加調査の結果を踏まえて執筆した。

** 大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター研究員

1 はじめに

ボンベイ州知事職就任から1年半近くたった1829年4月中旬の朝、ジョン・マルコムは予告なしに「普通の使用人 (a common servant)」からボンベイの住民の請願を受け取った。その請願の写しと、それに対する政府の回答をイギリス東インド会社の本国の高官、ジェームス・メリヴィルに翌日送りながら、マルコムはこの請願について以下のように説明した。

(請願には) 主要なボンベイ住民の署名が多数ありましたが、全員が署名したわけではありません。名士数名の名前が含まれていなくて安心しました。(中略) 読めば、請願者が何度も自らを「王の臣民」と称し、改善策を進言しているのがわかるでしょう。何に署名したか理解している者などせいぜい4-5名なので仰々しく回答しておきました。しかし王の裁判所 (King's Court)¹ に対し東インド会社の文民政府が弱腰であるという印象を見せること (なぜならそれが目的だからです) の害悪は変わりありません。²

19世紀前半のインドにおける、インド人の政治運動に関しては、ベンガルに関し早くから研究が進む一方、ボンベイや他地域について研究が十分であったとはいえない。³ イギリス王室や東インド会社にとり、ボンベイは1662年の獲得から長年、ムガル皇帝やインド地方政権の勅書を必要としないインド唯一の領土であった。そして長年ムガル帝国やマラータ同盟等、強力なインド諸勢力に囲まれた貿易港、軍事拠点であったボンベイ島のインド人住民は、同社政府に対しある程度の政治的影響力を持ち、またその影響力を行使してきたと言われている。特にボンベイに移住した商人層は、食糧供給や造船、内陸に住むことのできないイギリス人の代理としての貿易商品の買い付けや輸送、金融等、東インド会社にとり不可欠な諸産業に携わり、ボンベイにおける富裕層や地主層を形成した。⁴

¹ ボンベイ最高裁判所 (Supreme Court)。1799年に設立されたボンベイ登録官裁判所 (Recorder's Court) の後継として1824年5月8日に設立された。1773年のインド統治法以降、カルカッタ、マドラス、ボンベイに順次、登録官裁判所や最高裁判所が設立された。それ以前は法学を専門的に学んでいない東インド会社職員等が裁判官を務めていたが、これらの裁判所にはイギリスから法律の実務経験者が派遣された。主に各州に住むイギリス人や、東インド会社やイギリス人に雇用されたインド人、さらに原告・被告双方の希望があれば管区都市に住むインド人の民事裁判等も担当した。元来東インド会社の権力抑制策の一つとして導入され、判事や職員は東インド会社でなく王室から給与を得ており、さらに植民地期を通じその権限に関する規定が不透明だったことから、時に州政府と権限を巡り対立した。

² From John Malcolm to James Melville, 17 April 1829, HM734, ff. 343-4.

³ 19世紀前半のベンガルにおける政治運動に関する研究は多いが、グプタやマジュムダールの研究等を参照 [Gupta 2002: 1-57; Majumdar 1997: 278-84]。メフロトラの研究もまた大部分の記述をベンガルにおける動きにあてている [Mehrotra 1971: 1-50]。

⁴ ボンベイ州政府が、農民や商人等、多様な階層の入植を推奨し、その中で様々な特権を付与したことはよく知られる [Rodrigues 1994: 119-21, 132-6, 162-3]。また軍事的防衛は政府と商人階級の共通の課題であり、1739年のマラータによるバッセイン攻略に際し、ボンベイ城外周の堀建設にインド人商人層が資金面で協力したことも有名である [Masselos 1992: 283-4]。18世紀後半のマラータ戦争期におけるインド人銀行家の金融、送金活動は、L・スブラマニアンが明らかにしたところであり [Subramanian 1985: 205-37]、また19世紀初期までにパールシー住民はボンベイの主要な土地を所有するようになったといわれる (19世紀前半までのボンベイにおけるパールシーの土地所有に関しては [Palsetia 2001: 40-2] 参照)。C・A・ベ

19 世紀におけるこのボンベイ富裕層の政治的権利獲得の過程は、一般的に平穏なものと描かれることが多い。C・ドビン⁵は 1830 年代以降、ボンベイの富豪層（shetia）が陪審員資格や治安判事資格、騎士号等を獲得し、また州高官に対する助言者としても敬意を払われた背景として、彼らが対中国貿易で獲得した巨万の富や、富豪間およびイギリス商人との親しい友人関係、大英帝国におけるボンベイ貿易の重要性、主要住民の協力を欲する統治上の都合、さらに主要富豪層が役人等に提供した饗宴など接待の魅力を指摘する。その後英語教育を受けた中産階級が成長したが、1880 年代においてもボンベイの富豪層はボンベイ都市自治体運営等に強い影響力を維持したという [Dobbin 1972: 12, 21-5; 182, 185]。⁵このように植民地統治体制下においてボンベイ富豪層が経済力とともに政治的影響力を維持したという見方は、一方で植民地統治において富豪層が「買弁（comprador）」的役割を果たしたという批判をもたらし、また一方では彼らが親英的であり、19 世紀後半以降発展した民族主義的な政治運動は彼らと対立しながら発展したという見方をもたらしした。

しかしこのような先行研究の見方は、植民地体制が軍事力を背景にした独裁政権であったことを過度に軽視するものと考えられる。植民地期を挟みインドの政治体制は前近代的なものから民主体制へと大きく変化した、その間のボンベイ富裕層の政治を含む様々な分野における活動は、軍事独裁的な側面をもつ植民地体制下という状況に強く影響を受けた。この一連のワーキングペーパー⁶が論ずるのは、1823 年から 30 年の間に激化したボンベイ州政府と「王の裁判所」の対立や、その対立に触発されて起こったボンベイ住民の大規模な署名、請願活動を通じ、富豪層を含む住民が軍事独裁や植民地支配の問題を強く意識するようになったのではないかということである。その後 19 世紀を通じボンベイ富裕層や被教育層が行った様々な活動において、軍事独裁や植民地支配に対するインド社会の抵抗力強化は一貫して重要な課題だったように見える。

本稿を含む一連のワーキングペーパーは、2015 年に筆者がイギリスで調査を行った際に収集した東インド会社公文書や、関連私文書、同時代の雑誌・新聞史料等をもとに、可能な限りこの時期の (1) ボンベイ州政府と「王の裁判所」との間の対立の背景とその具体的な経過、(2) その対立劇における中心的事件と先行研究で扱われてきた最高裁による、モロ・ラグナートの身体保全を目的とした人身保護令状発行の背景、さらに (3) イギリスのメディアや議会におけるこの対立劇とボンベイ住民の請願の扱いを明らかにすることを目的とする。

本稿はその第一部として、1823 年にボンベイ登録官（Recorder）⁷に就任し、先行研究においてボンベイのヨーロッパ人社会と対立したとされ、また本国のインド統治当局の不興を買ったエドワード・ウエスト判事に注目し、現在までの調査で可能な限り、その対立や不興の

イリーは「（東インド会社領の）インド他地域でインド人に政治力が認められていない時代にも、ボンベイのインド人は一定の政治力を維持してきた」と表現する [Bayly 2012: 117]。しかしインド人商人とボンベイ州政府との関係は、根本的に地域内の政治・軍事情勢等を背景とした両者の交渉力に基づくものであり、1818 年にマラータ同盟が滅亡し、ボンベイ州政府のインド商人への依存度が低下すると、両者の関係は変化していったと考えられる。

⁵ J・C・マッセロスは、ボンベイの富裕層が単なる商人ではなく「半貴族階級（quasi-aristocracy）」だったとする [Masselos 1974: 21]。

⁶ 本稿の他 [長尾 2016b; 2016c]。

⁷ 登録官裁判所の判事。

原因と考えられる要素を明らかにし、さらに 1828 年 8 月の同判事他殺疑惑に関し文書史料から考察するものである。

州政府と裁判所の対立は、実際にはボンベイという地域を超えた多様な要因に影響を受けており、複雑な事象である。また関係資料はインドやイギリスの多くの文書館等に分散し、その多くが手書きの私文書であることから、その全資料を収集することは著者にとり実質的に不可能である。本稿は現在までに収集した史料を基礎に執筆したものであり、今後の研究により修正されるべきものであることを付記したい。

2 先行研究および史料

ボンベイにおける州政府と司法の対立はボンベイ社会における長期的な傾向と描かれることが多く、⁸この時期の両者の激しい対立劇が歴史研究において具体的に言及されることは稀である。⁹最高裁判事の連続死というショッキングな事象を含むこの対立劇に関する研究は、これまで主に関係者の親族の子孫や、インドの司法関係者によりおこなわれてきた。ウエスト判事の甥の息子である医師で文筆家のドレウィットは、ウエスト夫人の日記や親族所蔵の私文書等を基礎にこの事件を分析したが、1907 年に出版されたこの著作が今日まで、この対立劇に関する最も詳細な研究である [Drewitt 1907]。

その後 P・B・ワーチャーが著作の中で、最高裁のジョン・ピーター・グラント判事が 1829 年から 31 年にかけて展開した抗議運動をとりあげた [Vachha 2011: 190-8] 他、近年、この対立劇の当事者の一人であるマルコム州知事の遠戚が、その著作の 1 章を州知事と最高裁との対立の記述にあてた [Malcolm 2014: ch. 31]。また 1828 年に最高裁が元ペーシュワールの姻戚に対し人身保護令状を発行した顛末に関しては、アラハバード大学歴史学教授の O・P・バトナーガルがインド国立文書館所蔵の公文書や新聞史料の調査を行い、その研究結果がアラハバード高裁のウェブサイトに掲載された [Bhatnagar n.d.]。

このようにこの対立劇に関しては少数の先行研究が存在するものの、先述のようにこの出来事は実際にはボンベイ以外の動向も影響した複雑な事象であり、関係すると考えられる史料の多くが先行研究において参照されていない状態である。また、この対立劇に触発されたインド人住民の署名、請願活動等に関し、先行研究は一切言及していない。

本稿で主に引用する資料は、大英図書館所蔵インド省文書の HM シリーズに含まれるジョン・マルコム卿文書、同図書館所蔵のウエスト夫人の日記、イギリス国立文書館所蔵のエレンボロー卿文書、ノッティンガム大学図書館所蔵のベンティンク卿文書、イギリス議会議事

⁸ 例えば [Vachha 2011: 190-1] 参照。確かにボンベイ島に初めてイギリスから送り込まれた判事は 1677 年、その給与の支払いが「無駄な支出」であること等を理由に州政府により解雇されたようである。その後長くボンベイ島では、法に関し専門的なトレーニングを受けていない東インド会社職員が恣意的な司法を行ってきた [Rodrigues 1994: 167-8]。

⁹ 例えば同時代に関する主要な行政史研究であるバラッチェの研究はこの対立劇に触れていない [Ballhatchet 1957]。エリック・ストークスはインド立法参事会設立の背景を記述する際に、「1829 年の、マルコムとボンベイ主任判事との間の暴力的で不見識な対立が改革を不可避にした」と述べているが、対立劇の具体的内容には触れてない [Stokes 1959: 168]。近年歴史研究においてこの対立劇への言及が増えているように見えるが、その多くがドレウィットの研究 [Drewitt 1907] を引用するものである。

録、同時代の雑誌、新聞史料、および二次文献である。それ以外の関係資料は不十分にしか参照できておらず、例えばマハーラーシュトラ州立文書館所蔵のボンベイ最高裁文書は参照していない。また大英図書館所蔵のマウントスチュアート・エルフィンストン文書等の調査も不完全である。本稿は研究の途中経過としてその調査結果をまとめるものである。

3 ウェスト判事とボンベイ州政府の「対立」

3.1 ウェスト判事の家系、人脈、ボンベイ登録官就任の経緯

ウェスト判事はイングランド出身で、オックスフォード大学で法学を学んだのち法廷弁護士になり、1823年に第六代ボンベイ登録官に就任した人物である。法学を学ぶ傍ら政治経済学を好み、法廷弁護士時代に匿名で出版したパンフレットで、リカード著『政治経済学および税の原理』（1817年）に先駆け収穫逓減理論を論じたことで当時一部に知られたようである〔West 1815; Chambers 1828: 8-11〕。法律関係としては、王室負債訴訟の手続きに関する著作を執筆した〔West 1817〕。

19世紀第1四半期においてインド管区都市の衛生環境は劣悪で健康上の危険が大きく、法曹のようにイギリス国内である程度の収入が得られる職の人々を管区都市にリクルートすることは困難だったようである。1803年から11年にかけて第二代ボンベイ登録官を務めたジェームス・マッキントッシュや〔Gust 2010: 155〕、¹⁰1827年から48年の間にボンベイとカルカッタの最高裁判事を務めたジョン・ピーター・グラント、¹¹1841年から52年にかけてボンベイ最高裁判事を務めたトマス・アースキン・ペリーは皆、経済的理由でインド勤務を選択したと言われている〔Buckland 1906: 336〕。¹²先行研究で頻繁に指摘されるように1823年以前、ボンベイの登録官はマッキントッシュや代理職を除き全員が帰国することなく死亡しており〔Drewitt 1907: 12-16, 58; Edwardes 2001: 220-1〕、¹³ウェストがなぜボンベイの判事職を志願したかは不明である。彼の両親は比較的若くして亡くなり、彼や兄は、おじで下院議員であったマーティン・ブラウン・フォークスの家庭で育てられた。フォークスが1821年12月に亡くなった際、彼や兄は既に法曹として働いていたが、フォークスの長男ウィリアムが父親を継ぐため選挙に出馬する見込みであった。ウェスト兄弟はともにフォークスの娘と結婚していることから、フォークス家の経済問題をある程度かぶった可能性がある。¹⁴また、ボンベ

¹⁰ マッキントッシュはフランス革命を巡るエドモンド・バークスとの論争で著名である。

¹¹ Sir John Peter Grant (b. 1774; d. 1848) . ‘Grant, John Peter,’
<<http://www.historyofparliamentonline.org/volume/1790-1820/member/grant-john-peter-1774-1848> (2016年2月10日参照)>.

¹² Sir Thomas Erskine Perry (b. 1806; d. 1882) .

¹³ ただしドレウィットが「インド出国後まもなく亡くなったようだ」と記しているラルフ・ライス判事の没年は1851年のようである (〔Drewitt 1907: 85, 279〕; ‘Sir Ralph Rice’
<<https://www.ucl.ac.uk/lbs/person/view/42167> (2016年2月10日参照)>).

¹⁴ ウィリアム・J・H・B・フォークスは1822年6月、1824年3月、1826年6月と出馬し全て落選。1830年8月にノーフォーク選挙区で初当選した。‘Ffolkes, Sir William John Henry Brown,’
<<http://www.historyofparliamentonline.org/volume/1820-1832/member/ffolkes-sir-william-1786-1860> (2016年2月10日参照)>; ‘King’s Lynn’
<<http://www.historyofparliamentonline.org/volume/1820-1832/constituencies/kings-lynn> (2016年2月10日参照)>.

イ登録官職は高名なマッキントッシュが7年間務め、無事生還したことで、危険が軽視されていた可能性もある。

ウエストのボンベイ登録官就任はインド監督局による選考を経て1822年7月に決定し、ボンベイに向けて出航する直前の同年8月、彼は養父の末娘ルクレティアと結婚した。ウエスト夫人の生年は不明であるが、当時20代で愛らしく知的な女性だったと言われている [Drewitt 1907: 24]。当時ウエストは39歳であり、若い独身男性が多い当時のボンベイ社会でウエストが嫉妬を買ったという説もある。

ウエスト夫人の父親が下院議員だっただけでなく、ウエスト判事の祖先にも下院議員や将校がおり [Drewitt 1907: 17-8]、夫妻にはイギリス政界に多少の人脈があったようである。¹⁵しかしウエストの登録官職就任を決定したのが当時のインド監督局議長で、政治的に有力なグレンヴィル閣の一員であるチャールズ・W・W・ウィン下院議員であったことから、ウエストは一般的にウィンを後ろ盾にしていると考えられていた。

3.2 ウエスト判事がボンベイのヨーロッパ人社会と「対立」し、インド統治首脳部の不興を買った背景

ウエスト判事夫妻が1823年2月3日に到着した当時、ボンベイの人口は20万人程度だったが [Masselos 1992: 293 'Table 2']、イギリス人住民は1,000名程度であったと考えられ [Edwardes 2001: 161]、またその大多数が雇用等で東インド会社統治と直接関係のある人々であった。夫妻は、かつてマッキントッシュ家がそうであったように、文官や将校、司法関係者等で構成される小さなヨーロッパ人社会と交流しながら過ごしたが、この小さな社会とウエスト判事は衝突を繰り返したと言われている。¹⁶

東インド会社が定める序列において、主任判事はボンベイ社会で州知事に次ぐ第二位という高い位置に置かれ、礼砲が撃たれる公的な場では、州知事に次ぐ17回の礼砲が撃たれた [AJ, November 1824: 527]。設立されたばかりのインド人用英語学校の公開試験や授賞式には夫妻で参列し、女子校の竣工式では夫人が定礎石を設置するセレモニーを行った ['Bombay Education Society,' AJ, October 1824: 427; Drewitt 1907: 95, 159, 175]。当時晩餐会の入場や座席は社会的序列により細かく定められており、公的な晩餐会などにおいてウエスト夫妻は、主要なゲストやホスト夫妻とともに入場し、ふさわしい座席を用意された。夫妻自身も人間関係が比較的順調な時期には二週間に一度などのペースで30名以上集まる晩餐会を開催したほか、毎日のように他の晩餐会に出席した。のちにエルフィンストン州知事との対立が激化

> 'Norfolk' <<http://www.historyofparliamentonline.org/volume/1820-1832/constituencies/norfolk> (2016年2月10日参照) > また [Drewitt 1907: 17-288] も参照。ウエスト兄弟はともに同時期にインドでの勤務に志願し、弟のエドワードが選考された (From C. W. Wynn to the Duke of Buckingham, 3 July 1823 [The Duke of Buckingham and Chandos 1859: 474])。

¹⁵ 先述のようにウエスト夫人の父親が下院議員だったほか、有名なネルソン総督の兄であるネルソン伯爵がウエスト夫人の親戚だったようである [Drewitt 1907: 41]。

¹⁶ 1804年当時のボンベイ社会についてのマッキントッシュの印象や、1805年のロバート・ヘンショー裁判後に彼がボンベイ社会から受けた反発については [Mackintosh 1835: 217; Gust 2010: 188; Douglas 1900: 220-9] 参照。

したように見えるが、最初の2年間はエルフィンストンが夫妻の晩餐会を訪れることもあった。

先行研究の多くは、このボンベイの小さなヨーロッパ人社会との軋轢が夫妻を疲弊させたとする。当時ボンベイのヨーロッパ人人口は少なく、公的な社会生活と私生活をじゅうぶん分けることができないほど小さな社会で、夫妻の社会生活は容易ではなかったようである。¹⁷しかし、夫人の日記の記述からは社会関係がまったく破たんしていたようには見えず、特に1824年2月2日にイギリスから、ボンベイ登録官裁判所の最高裁への格上げと、ウエスト判事の同裁判所初代主任判事就任決定が伝えられると、¹⁸夫人の日記にも安定した社会関係を示す記述が増えた。同時期、夫妻は最高裁判事として新たに来印したチャンバース判事¹⁹と夫人のために様々尽力しており、「楽しい」晩餐会に関する記述も日記に多くみられる。1825年1月にマドラス最高裁主任判事職への昇進をインド監督局から打診された際には、多くの友人がいることを理由の一つとして悩み、最終的に留任を希望したほどであった [Drewitt 1907: 166]。また休廷期間である12月から1月にかけては毎年プーナやゴアを訪問し、社交や観光を楽しんだ。日記からボンベイ社会との衝突が明白に伝わってくるのは主に1826年以降のことであるが、この時期は、チャンバース夫妻等、少人数の息の合う友人と主に過ごしていたようである。

一方、ウエスト夫妻は後述のように、ボンベイ州高官等、少なくとも何人かとは激しく対立したようである。またウエスト判事の行動はイギリスにおけるインド統治首脳部の一部に危機感を持たせ、また時に疎まれたようである。この「対立」や「不興」の原因については必ずしも明らかではないが、現在までの調査では、下記のような要因があったように見える。

3.2.1 インドにおけるヨーロッパ人社会に関する無知や不信感

ウエスト判事がインドに来る前に抱いていた東インド会社観は、議会制度改革直前という当時のイギリスの政治的風潮や、本人が政治経済学を学んだこと等が影響してか、いわゆる「ウィッグ」的であったように見える。その中で東インド会社は、貿易を独占し、無力なインド人を専制的に支配する存在として描かれ、その職員や在印イギリス人はインド人から金等を強奪する人々として描かれた。

一方、当時東インド会社職員の多くは10代後半にインドに派遣され勤める人々であり、旅費が高額であったため本国に帰国できずに亡くなる人も多く、「生涯をインドにささげた」と自負する人も多かった。²⁰またインドに関する知識において、イギリスから来たばかりの判

¹⁷ この10年以上前にボンベイで暮らしたマッキントッシュはその社会を「1つの陰謀団 (cabal) が支配できるほど小さい」と表現した [Gust 2010: 156]。

¹⁸ 1823年10月27日にはすでに友人からの私信によりインド監督局の方針は伝えられていた [Drewitt 1907: 90, 94]。

¹⁹ Sir Charles Harcourt Chambers (d. 1829) . カルカッタ最高裁設立時の判事のひとり Sir Robert Chambers (b. 1737; d. 1803) の甥。ケンブリッジ大学で法学を学び、1824年5月6日に夫人ともに来印。[Chambers 1824] を編纂したほか、アマチュア水彩画家でもあった [Leslie 1887: 23] ; ‘Panvell Bunder’ <<http://collections.vam.ac.uk/item/O108336/panvell-bunder-painting-chambers-charles-harcourt/>> (2016年2月10日参照) 。

²⁰ 18世紀後半にボンベイに派遣されたヨーロッパ人の死亡率の高さ、財をなしたものの少なさについては

事の知識が長年インドで勤務する職員よりも少なかったのは当然であり、職員から見て独善的な判事の判断、行動に対して反発が起こったようである。また、短期間で富を成して帰国したいと考える人々に、ウエスト判事が進める法廷の綱紀粛正は疎まれたようである。

のちに東インド会社編集のインド情報月刊誌 *The Asiatic Journal* (AJ) に掲載された投書によれば、ウエスト判事は登録官としての就任後早期に、インド人の請願を直接受け付ける制度を作ったようである。しかしその形態は裁判風で、当時存在した請願裁判所²¹と機能が重複する部分があり、後者の裁判所関係者の一部に不興を買ったようである。またこの直訴制度を少額訴訟裁判所 (The Court of Small Causes) の活動と誤解した法廷弁護士が少額訴訟裁判所廃止を訴え、さらに法廷弁護士の手数料引き上げ問題もからんで、1823 年 10 月 7 日、登録官裁判所は所属の法廷弁護士 5 名全員に対し 6 か月間の停職という強硬な処分をおこなった。この件に関しては、法廷弁護士がイギリスにおける 7 倍以上もの水準への手数料引き上げを要求したことや [‘Legal Fracas at Bombay,’ *OH*, January-April 1824: 691-7; ‘Mysteries of Law, Practised at Bombay,’ *OH*, August 1824: 481-9]、訴訟人の経済的負担を軽減するため訴訟人に法廷弁護士雇用義務のない少額訴訟裁判所の廃止を法廷弁護士の「特権」を盾に主張したことなど、法廷弁護士側にも批判を受けやすい面があったようであり、この停職処分に対しチャールズ・W・W・ウィンやチャールズ・フォーブス、²²イギリスのインド情報誌 *The Oriental Herald* (OH) などは支持したようである。しかしその処分の重さから、後に AJ 等においてウエスト判事の「人格的問題」の証左の一つとして書き立てられた [‘The Bombay Press,’ *AJ*, March 1827: 311]。

さらに 1823 年 6 月に登録官裁判所が少額訴訟裁判所事務官ウィリアム・アースキンを罷免したことは、ボンベイのヨーロッパ人社会の激しい反発を買ったと言われている。これはインド人から手数料の水増し請求に関し多くの苦情が寄せられたことに端を発したようである。登録官裁判所における調査の結果、正規には 0.5 ルピーの公印手数料を長期にわたり 1 ルピー徴収していたことや、パールシーの寡婦に渡すはずの 459 ルピーから不正に 10 ルピーの手数料を徴収した等の不正が発覚し、²³登録官裁判所はアースキンに対し、免職処分か陪審員裁判かどちらかを選択するよう求め、アースキンが陪審員裁判を拒否したため免職処分となったというものである。当時の所得・物価水準からして 0.5 ルピーは富豪以外のインド人住民にとっては少なくない額だったと考えられる。しかし、このアースキンの前任者も行っていた可能性もある不正により、長年ボンベイのヨーロッパ人社会で評価の高かった人物が高

[Furber 1948: 27] 参照。

²¹ The Court of Request. 主要住民等で構成される委員がインド人の少額負債に関し調停を行う機関。1753 年特許状により設立され、1850 年廃止。

²² Sir Charles Forbes (b. 1774; d. 1849) .アベルディーン大学卒業後ボンベイに渡り、ボンベイ貿易で財を成した商人。人柄がよく、ボンベイの商人層と親しい関係を築いた。1803 年の第二次マラータ戦争の際の東インド会社への巨額融資 (Northern Loan) を行った一人として知られ、イギリスに帰国後はトーリー党の国会議員として活躍した。フォーブスは帰国後もボンベイの商人層と、彼の会社のボンベイ支店や手紙等を通じ交信しており、彼の親類ジョン・スチュワートや息子ジョージ・フォーブスらがボンベイにいた。ウエスト判事夫妻はボンベイ到着後最初の半年間をスチュワート邸で滞在した [Drewitt 1907: 47]。

²³ ドレウィットはこの寡婦に 7 人の子供がおり、月収 17 ルピーであり、請求から実際の受け取りまで努力を強いられたとする資料を紹介している [Drewitt 1907: 64]。

給の職から解雇されるという事態に、ボンベイのヨーロッパ人社会の反発は強く、アースキンの人望や人脈をも通じて波紋が広がった。

アースキンは元々、マッキントッシュが登録官就任の際にエジンバラから連れてきた人物であり、その後マッキントッシュの次女と結婚していた。感じが良く古典等の教養に優れ、また当時ボンベイのイギリス人として最もインド諸語を理解していたと言われる。エルフィンストン州知事の昔からの友人でもあった。このようなインドのヨーロッパ人社会における人脈や評価の力について、イギリスから来たばかりのウエスト判事は過小評価していたようである。免職されボンベイを去るアースキンに対しエルフィンストンはボンベイ文学科学協会の集会において「残念だ」というスピーチを行い、肖像画を描いてもらうように勧めた。またこのエルフィンストンのスピーチはボンベイの英字紙に大々的に報道され、ウエスト判事の職業的および私的生活に相当な影響が出たと言われている。

3.2.2 巨額の賠償判決

後述のようにウエスト判事はボンベイのヨーロッパ人社会と対立しただけでなく、イギリス本国のインド統治首脳部の少なくとも数名から非常に疎まれた。その一因は、東インド会社に不利な巨額の賠償判決をくだしたことにあったように思われる。

ウエスト判事就任直後の登録官裁判所には 20 年来の訴訟が存在した。第二次マラータ戦争中の 1802 年、ボンベイ州政府はベンガル政府の指示を受け軍用の食糧調達に追われたが、この年は飢饉の年であり、ボンベイの食糧価格は高騰していた。またこのころボンベイ州政府の財政基盤は弱く、1798 年にウェルズリ総督の指示のもとボンベイで 10 万ルピーの資金調達が試みられた際、実質年率 34 パーセントの高利でも 18,000 ルピーしか集まらなかったという [‘Debates at the E.I.H., Feb. 25, Hyderabad Papers,’ *AJ*, March 1825: 405]。1802 年当時アーサー・ウェルズリ指揮のマドラス軍がデカン方面に進軍中だったが、進軍の事実が知れると穀物の買占めが起こり、さらなる価格高騰につながるのではないかと恐れた軍資調達担当のモア少佐は、長年ボンベイ州政府と取引関係にあったカルシェドジー・マーネクジー²⁴に打診し、翌年一年間、特定価格でコメ等の物資をボンベイ州軍事省に彼が独占的に納入する契約を結んだ。しかしその後飢饉収束とともに穀物価格は下がり、東インド会社は、契約とは無関係の購入と偽ってマーネクジーから契約価格より安い時価で彼が買い付けたコメの大半を購入した。その後マーネクジーはギーなどコメ以外の物資も供給したが、その供給価格（契約価格）は時価よりも低かった。マーネクジーは 1804 年、供給したコメの行き先が軍であったことを知り、契約価格と供給価格の差額 1,54,500 ルピーの支払いを求め、ボンベイ州政府や軍事委員会（Military Board）、東インド会社役員会に順次請願を行ったが、交渉は物別れに終わり、1819 年マーネクジーは登録官裁判所への訴訟に踏み切った。フォーブスの言及によれば、この間にマーネクジーはボンベイ州政府より少額の支払いでの決着を打診され、拒否した場合ボンベイ島から追放すると脅迫を受けたという [Drewitt 1907: 60]。1821 年に当時のアンソニー・ブラー最高裁主任判事はボンベイ州政府に対し 47,087 ルピーおよび年率 6 パ

²⁴ Sheth Kharashedaji Manekaji Saraf (b. 1763; d. 1840)。マーネクジーの父は長年ボンベイ州文官と親しい関係を築き、特に 1788 年に州知事を務めたアンドリュー・ラムゼーと親密だったという。マーネクジー自身も英語を学んでその関係を引き継ぎ、パールシー・パンチャーヤトの長も務めた [Vachha 1874: 379-83]。

ーセントの利子の支払いを求める判決を出したが、政府は応じず、1823年5月にウエスト判事が再び審議した。

ウエスト判事はマーネクジの被害額を1,48,384ルピーと評価した上で、利子等を加え5,27,445ルピーの支払いを東インド会社に求める判決を出した。²⁵ボンベイ州政府は枢密院へ上告し、最終的にこの裁判は同法廷で1828年6月、1,48,384ルピーの支払いを東インド会社に命ずる判決で決着したが、²⁶ウエスト判事の、多額の損害賠償を認める判決は東インド会社の首脳部に警戒感を持たせたと考えられる。

東インド会社はインド統治においてほぼ一貫して財政的に苦しんでおり、財政危機が起こるたびイギリス議会や内閣の介入が強化されていた。同社の財政状態を考慮せず、インド人の訴訟人に有利な判決を下すウエスト判事の行動は、危険なものといなされた可能性がある。

ウエスト判事が巨額賠償判決を下したもう一つの裁判は、第三次マラータ戦争中、東インド会社軍がプーナ市を占領（1817年11月）した8か月後に、旧ペーシュワの元財務担当者でラージガルの城塞長でもあったナロバー・ゴーヴィンド・アーウティーのプーナ市内の自宅から金貨28袋が発見され、インド政府がアーウティーの個人資産ではなく旧ペーシュワの財産の一部と判断して没収したことに端を発する裁判であった。インド政府が上記のような判断を下した背景には、アーウティーの旧財務担当者という経歴が関係したと考えられる。アーウティーの遺書執行人が東インド会社等を相手取り起こしたこの裁判で、ウエスト判事は、提出された証拠の中に金貨がアーウティーの個人資産でないと示す証拠が「一つもない」ことを問題視し、1817年にエルフィンストンがプーナ占領の際に行った財産保全の宣誓にも反するとして、利子も含め17,61,594ルピーの返却を東インド会社に対し求めた。これに対しボンベイ州政府は枢密院に上告し、最終的に1830年7月14日枢密院は、この財産の接収は「敵対的押収 (hostile seizure)」であり、よってボンベイ最高裁の管轄ではないと最高裁の判決を覆す判決を出している [AJ, August, 1830: 240]。²⁷

この裁判は第三次マラータ戦争の際に東インド会社が獲得した戦利品の分配にも関係するものであった。デカン戦勝報奨金の分配作業は分配比率の調整等が難航し、経済的に困窮する元兵の不満も寄せられていた。その中で、裁判により戦利品の一部がインドの個人に返還される可能性を示すこの最高裁判決は強く疎ましがられたと考えられる。

3.2.3 「急進性」

この時期、年四回開催される刑事法廷である四季裁判所の開廷に際し、最高裁判事が大陪審に対し、会期中の課題を説明する説示 (charge) を行うのが一般的であった。ウエスト判事は1825年10月の説示においてボンベイの警察判事 (police magistrate) 制度の問題を指摘したが、ドレウィットはその説示が大陪審の不評を買ったとする。

²⁵ [Drewitt 1907: 59-61] も参照。

²⁶ 枢密院の判決では、清算未済 (unliquidated) の損害であることを理由に利子分の被害が認められなかった [AJ, August 1828: 234-5]; この訴訟に関しては当事者であるモア少佐がマーネクジ側の主張を支持する書簡をAJに送った [‘Case of Cursetjee Manackjee,’ AJ, May 1826: 588-90]。この訴訟に関しては [‘Case of Cursetjee Monackjee,’ OH, September 1826: 578-88] も参照。

²⁷ この訴訟に関しては [‘Judgment of the Chief Justice Sir Edward West,’ OH, July 1827: 11-40] も参照。

この説示は、マッキントッシュが 1811 年にインド監督局に提出した書簡の内容を取り上げ、ボンベイ警察制度のさらなる改善を求めるものであった。マッキントッシュはボンベイ登録官として 1808 年にボンベイ警察に関する調査を開始し、帰国直前の 1811 年にその委員会報告書をインド監督局に提出したが [Gust 2010: 157]、その報告書に添えられた彼の書簡の内容は、ボンベイの警察判事制度やその運営の違法性を強く訴えるものであった。その書簡の中でマッキントッシュは、ボンベイの治安を担当する警察判事の権限等に関し法的根拠が存在しないことや、一人の警察判事の判断でボンベイ島外追放刑や鞭打ち刑が行われることの非合法性を訴え、改善策を提示した。マッキントッシュは「(ボンベイにおいて) 警察と呼ばれているもの全てが非合法」等、衝撃的な表現を使ったが、ボンベイ州政府は彼に謝意を表し、その後、彼の作成した草案に基づき、警察判事制度に関するボンベイ初の条例が成立した。²⁸

ウェスト判事は 1824 年にも、雇用者が使用人を訴える場合に限り警察判事一人の判断で鞭打ち刑を処すことができるという 1814 年条例第 1 号の規定がイギリス法やほかのボンベイ条例の規定と一貫しないと、州政府に廃止を求めている。²⁹警察判事の問題をもう一度取り上げたのは、上記のマッキントッシュの報告書や書簡、1812 年の条例制定、1824 年のウェスト判事の提案にも関わらず、同制度にまだまだ問題が多いという考えからだったと思われる。説示の中で同判事は、ボンベイで頻繁に執行される刑罰である島外追放に法的根拠がなく、「もし島外追放された者が人身保護令状 (habeas corpus) を利用したら、釈放を命じざるをえない」点や、鞭打ち刑の残虐さ、さらにこれらの刑罰が比較的軽い罪や容疑を理由として科されていることを問題として指摘した。また「保釈金」の納入が必要のないケースで「保釈金」が払えないことを理由に刑期以上に投獄された事例、非合法的な警察署内における留置の横行等を挙げ、改善を訴えた [‘Charge to the Grand Jury at Bombay,’ *OH*, April-June 1826: 410-24]。

同判事は、上記の問題を取り上げるのに大陪審に対する説示という場を選んだ理由として、大陪審員の多くが治安判事でもあり、社会的影響力の大きい有力市民でもあること、また大陪審員に権力乱用に関する調査権があることに加え、注目を集める場であること (publicity) を挙げた [*Ibid.*: 410]。実際にこの説示は *OH* や東インド会社株主会の間でも取り上げられた。

しかし説示を受けた大陪審が「現在の警察判事の権限を削減することは大きな危険を伴い、犯罪が大幅に増大する可能性がある」と述べたように、³⁰警察制度の改革は同社職員の間においても多くの議論を呼ぶ性質のものであった。³¹

²⁸ [Morley 1849: 502-45] ; ‘Rule, Ordinance and Regulation I of 1812.’

²⁹ BPC 28 April 1824, 1477-88, P/346/5 参照。当時、イギリス法やボンベイの他の条例においては鞭打ち刑等の体罰を処すことができるのは、警察判事 2 名以上の判断が必要とされていた。1814 年条例第 1 条の規定は、実質的に雇用者の告発と警察判事一人の判断で使用人への鞭打ち刑執行を可能とし、濫用が懸念されていた。

³⁰ 1826 年 8 月には、同様の意見がボンベイ州政府から役員会に送られている [From F. Warden and R. T. Goodwin to the Court of Directors, 16 August 1826, para. 15, PLB vol. 11, L/PJ/3/840]。

³¹ 公開鞭打ち刑はインド西部でも長年施行されてきた [Rodrigues 1994: 168; Furber 1976: 321]。この問題に関しては、インドの刑罰において「一般予防」を目指すか「特殊予防」を目指すかという問題もあったと考えられるがいかがであろうか [水林彪他 2001: 334]。

東インド会社はこの説示に対し批判的に対応した。翌年 *AJ* の 6 月号は、巻頭論文でこの説示を「尋常でない発言」と評し、警察は「本質的に恣意的で専制的」なものであるとしてウエスト判事の主張に反論した [‘Police System at Bombay,’ *AJ*, June 1826: p. 701]。また 6 月の同社株主会ではマッキントッシュやウエスト判事のボンベイ警察制度批判を一部の株主がセンセーショナルに取り上げ、それに対し役員会議長が、問題を認識している旨を説明し、役員会への対応の一任を求めた。さらに議長は、ウエスト判事が批判した条例の一部が、ボンベイ登録官裁判所による登録により成立したことを指摘し、州政府が作成する条例案の内容がイギリス法と照らし合わせて合法であるか判断するのは最高裁の責任であると述べた。³² 制度改革は関係当局が徐々に行うべきものであり、そのような策定作業に参加する権限を認められていない一介の判事の発言が、大きな影響を与えかねないことに東インド会社は強く反発したのである。

ウエスト判事の判断が「急進的」とされたもう一つの領域は、出版の自由に関してであった。³³ インドにおいて出版の検閲制度は 1799 年にウェルズリ総督が導入したが 1818 年にハスティングス総督により廃止され、ボンベイ州においてもエルフィンストン知事就任直後に廃止されていた。³⁴ しかしボンベイの当時の主要英字紙二紙 (*Bombay Courier*, *Bombay Gazette*) はともに州高官や職員が主要な所有者であり、ウエスト判事は就任後早期に、これら新聞が、現在でも独裁体制で見られるように、権力者による情報操作や政敵に対する中傷に利用されうるし、実際に利用されているという印象を持ったようである。

ウエスト判事とチャンバース判事はまず 1824 年 9 月、新聞等は無記名の中傷記事が掲載された場合、名誉棄損裁判を起こせるよう、同時代のイギリスと同様、新聞やパンフレット、図書等の印刷者、出版者、株主を登録制にする改革を提案した。それに対し州政府は慎重に対応したが最終的に提案を受け入れ、³⁵ それによりボンベイ州の出版規制は同時代のイギリスと同様となった。

1835 年のインド出版自由化前後において、同政策はインド統治当局内外で激しい議論を巻き起こしていた。1823 年、インド総督代理 J・アダム³⁶ はベンガル州出版ライセンス条例を制定し、さらに *The Calcutta Journal* の編集者 J・S・バッキンガムを国外追放した。しかし彼の行動はその後、東インド会社株主会で一部株主に激しく批判され、同問題はイギリス議会

³² [‘Debate at the E.I.H., May 5, Flogging in India,’ *AJ*, June 1826: 772-3; ‘Debate at the E.I.H., June 21, Flogging in India,’ *AJ*, July 1826: 101-11]。後述のように後にウエスト判事は、ここで役員会議長が言及した、条例案の合法性判断における最高裁の権限および責任を理由に、出版ライセンス制度条例案の登録を拒否した。

³³ 1824 年 9 月に *Bombay Gazette* の編集者 C・J・フェアが国外追放された事件に関し [Drewitt 1907: 152-3] は、この事件以前にエルフィンストンが役員会から秘密裏にフェアを国外追放するよう指示を受けていたとしており、実際その指摘通りエルフィンストンは後年友人への書簡で告白しているようにみえる。しかし表面的にこの事件は、最高裁の抗議を受けて政府がフェアを処罰した形となり、この一連の騒動は、後にウエスト判事の「人格的問題」の証拠の一つとして盛んに取り上げられた。

³⁴ 1825 年までにグジャラーティー語初の週刊新聞 *Bombay Samachar* が創刊された [‘Public letter from Bombay Public Department dated 15 August 1822,’ BC, vol. 709, no. 19247, F/4/709]。

³⁵ From E. West and C. H. Chambers, 3 September 1824, IOR P/346/9, BPC 8 September 1824, 5066-71; ‘New Regulation for the Press at Bombay,’ *OH*, March 1826: 573-9.

³⁶ John Adam (b. 1779; d. 1825)。エルフィンストンとほぼ同じ年の従兄であり、二人は 1796 年に同じ船でインドに来た。

でも取り上げられた。³⁷一方、インド統治機構内ではインドにおける出版自由化への強い抵抗があった。³⁸ボンベイ州政府が先述の出版登録制度導入を検討した際、ベンガル州と同様ボンベイ州でも出版ライセンス制度を導入するかについても検討したが、最終的にベンガル州の条例がイギリス内閣の承認を得るかを見極めてから再検討すると決定した。³⁹

また後述のようにボンベイ州高官が最高裁への反発を強め、さらに *OH* 等がボンベイ最高裁に注目する報道を続ける中で、以前検閲官であった F・ワーデン⁴⁰ら州高官が *Bombay Courier* や *Bombay Gazette* の主要株主である点に注目が集まり、州政府は、政府参事等が新聞株主であることの妥当性に関し役員会の判断を仰いだ。⁴¹これに対し役員会はそのような株保有を禁止する決定を下し、州高官や職員の一部は株売却の際に経済的損失を被った。

さらに 1827 年にイギリス内閣が先述のベンガル州出版ライセンス条例を承認した際、インドではそれがベンガル州以外にも出版ライセンス制度を導入せよという指示として受け止められたが、⁴²ボンベイ州政府が作成した類似の条例案の登録をボンベイ最高裁は拒否した。

条例登録の是非に関する審議において、ウエスト判事はその序文に記された条例制定の事由が「ベンガル州で制定された」ことのみである点を問題視し、出版の自由という重要な権利の制限が実質的に理由なく行われ、条例撤廃の見通しも立たないことを理由に、条例の登録を拒否する判断を行った [‘The Bombay Press,’ *AJ*, February 1827: 293-8]。

州における条例制定の必要条件として登録官裁判所や最高裁での条例登録を義務付ける規定は、条例案がイギリス法との兼ね合い等において問題ないか確認する目的で制定されたようである。しかし条例案の実質的な内容に関しどの程度登録官裁判所や最高裁が判断すべきかについては当時明確でなく、ウエスト判事も就任後 3 年間は登録拒否を行っていなかった。同判事がこのような判断を行った背景には、先述のように 1826 年の東インド会社株主会において役員会議長が、条例を登録する裁判所に対し条例案の内容の妥当性の判断を求める発言を行ったことが影響したと考えられる。この最高裁の判断を役員会は受け入れたが、従来一貫しない指示であってもインド統治機構が従順に実行することを当然と捉えてきた役員会にとって、非常に苦々しい経験であったと考えられる。⁴³

³⁷ ‘Indian Press,’ *Morning Chronicle*, 6 September 1823, p. 3; ‘Debates at E.I.H., July 9 –Press in India,’ *AJ*, August 1824: 171-209; ‘Debates at E.I.H., July 23 –Press in India,’ *AJ*, September 1824: 270-307; ‘Liberty of the Press in India –Petition of Mr. Buckingham,’ *HCD*, 25 May 1824, vol. 11 cc858-90.

³⁸ リヴァプール内閣と東インド会社との間で、アムレスト総督の次のインド総督はカルカッタのジャーナリズムに対し強権的な措置をとることを容認するという密約があったという [Zastoupil 2010: 101]。

³⁹ BPC 12 January 1825, nos. 67-75, P/364/14; ‘Proceedings of Government on Passing Regulation I of 1825,’ *IOR F/4/910*, BC vol. 910, no. 25702.

⁴⁰ Francis Warden (b. 1774; d. 1853) . ボンベイ州で現地語教育と英語教育のどちらを優先するかに関し、参事としてエルフィンストンと行った論争が有名である。

⁴¹ From F. Warden and R. T. Goodwin to the Court of Directors, 21 November 1826; From E. West to M. Elphinstone, 18 December 1826; M. Elphinstone to E. West, 23 December 1826; Minute by F. Warden, 10 January 1827, *PLB*, vol. 12, ff. 705-20, 733-66, 795-8.

⁴² *Morning Post*, 11 January 1827, p. 4.

⁴³ 1827 年 6 月 15 日にウエスト判事はジョン・スチュワートから、この出版ライセンス条例案の登録拒否がイギリス政界の一部で「賛意を得ている」とする書簡を受け取ったようである [Drewitt 1907: 265]。

エルフィンストンは全体的には自由主義的傾向があり、功利主義の影響を受けていたことが知られる。英語や現地語によるインド人教育を推進したほか、ボンベイ州内で施行する法律を簡潔な形に編纂しその諸語訳を配布した。⁴⁴しかし第三次マラータ戦争終結後 10 年以内というこの時期に、急進的な改革は好まなかったといわれる。一連の動きによりボンベイ州の出版規制は同時代イギリスと類似のものとなった。

3.2.4 The Oriental Herald の論調

最高裁、特にウエスト判事に対する、一部のボンベイ州高官の反感は強かったようである。その背景には上記のような同判事の考え方や行動だけでなく、イギリスで J・S・バックingham が出版する *OH* に、最高裁の誰かが、ボンベイ州高官を中傷する書簡を送ったのではないかという疑念があったようである。この点に関し、同誌の編集者はそれらの書簡が間違いなくイギリス国内で書かれたものであると否定し [*OH*, March 1828: 572]、ウエスト夫人も日記でそのような疑念を批判した [*Drewitt* 1907: 182]。しかしこのイギリス政界にも影響力を持つインド情報月刊誌が、法廷弁護士問題やアースキン罷免、出版の自由等に関しウエスト判事の判断を擁護し、一方でボンベイ州政府を頻繁に批判したことに対し、ボンベイ州高官は非常ないらだちを感じていたようである。

バックingham は 1818 年にカルカットで *The Calcutta Journal* を創刊し、そのジャーナリズム活動で知られるようになるが、1814 年にインドを初めて訪れた際、東インド会社発行のライセンスを所持せずボンベイに寄港し、当時のネピアン州知事にライセンス不所持を理由に入国を拒否されたことがある。当時の東インド会社特許状の規定ではヨーロッパ人のインドへの商業目的の寄港や管区都市居住はライセンス所持者に限られおり、州知事の対応は事務的ともいえるものであった。また当時のボンベイ州職員の一部には、ライセンス不所持で到着したバックingham に親切に対応したという自負があったようである。

しかし 1823 年にベンガルから国外退去処分となり、それをイギリス人の生来の権利である言論の自由への不当な弾圧と捉えたバックingham は、1824 年 1 月の *OH* 創刊号で、東インド会社によるヨーロッパ人入国規制を批判する立場から、1814 年にボンベイで入国拒否された際にボンベイ州政府と交わした往復書簡を 4 ページに渡り掲載するという行為に出た

['Appendix,' *OH*, January 1824: iv-vii]。バックingham 来訪当時ボンベイ州主席秘書官であった F・ワーデンの書簡が何通も掲載され、ボンベイ州の一部高官は *OH* に強い反感を覚えたと考えられる。

ウエスト判事はバックingham と面識はなかったようであり、*OH* は例えば法廷弁護士停職処分や *Bombay Gazette* 編集者の国外追放の際など当初は同判事の判断を批判した。⁴⁵しかしそれ以外において *OH* は同判事をイギリス的な価値観に基づき住民を東インド会社の専制から守るため果敢に行動していると高く評価していた。⁴⁶

⁴⁴ エルフィンストン法典 (1827 年)。1835 年以降のマコーレーらによるインド刑法編纂にはあまり生かされなかったといわれている。

⁴⁵ ['Mysteries of Law, as Practiced at Bombay,' *OH*, August 1824: 470] 他。編集者国外追放については [*OH*, February 1827: 205] において修正記事が掲載された。

⁴⁶ 特に 1826 年 7 月 10 日に出版ライセンス条例案の登録をボンベイ最高裁が拒否した際は高く評価した

1825年1月16日、ウエスト夫人は郵便で届いた *OH* の1824年8月号を読み、夫を評価する記事を見て喜んだ [*JLW*: f. 79]。その後届いた10月号も夫を高く評価するものだった [*JLW*: f. 81]。しかしこのウエスト判事を明白に支持し、州政府を批判する記事は、ボンベイ州高官を立腹させたようである。2月24日、ウエスト夫妻はいつも通り自宅で33名を招いた晩餐会を開き楽しい時を過ごしたが、翌日、招かれたワーデン邸の晩餐会で、前日に自宅に来たゲストのほぼ全員がそこにいるのを見、かつ夫人はダンスに参加せず、時間が「長く感じられた」という [*JLW*: ff. 83-4]。

同年6月22日には衝撃的な事態に発展した。最高裁の開廷時間中にワーデンが、彼の新聞所有者としての行動を中傷する書簡を最高裁判事が *OH* に送ったとする内容の署名書簡を、判事を含むその場にいた人々に配布したのである。ウエスト判事はそのような書簡を *OH* に送ったことを否定し、「この書簡の内容は民事法・刑事法にかかるが、彼が州政府参事であるため、そのような告訴は不可能である」、このようなことは「州政府の構成員が新聞の所有者であってはいけないことの明白な証左である」と反論した [*Drewitt 1907*: 182, 233]。⁴⁷

またウエスト判事がボンベイ州政府と対立するたびに、イギリス政界でも読まれる *OH* で東インド会社批判が展開される状況は、インド統治首脳部にとり不都合であったと考えられる。郵便で3ヵ月以上かかるイギリスのジャーナリズムで高く評価されたことは、ウエスト判事を有名にした一方、風当たりもまた強くしたと考えられる。

3.3 対立の激化

上記のような要因から、ウエスト判事の行動は一部で高く評価された一方、ボンベイのヨーロッパ人社会や、ボンベイ州政府、さらにはインド統治首脳部の一部に不快感や苛立ちを与えたと考えられる。⁴⁸ その問題が表面化してきたのは1825年終盤のことだった。

1825年4月20日から数か月間、ボンベイのヨーロッパ人社会は、カルカッタのヒーバー主教夫妻の訪問を受け、対立も一時期、沈静化したように見えた。ヒーバー夫妻を歓迎する晩餐会がウエスト邸も含め各所で開催されたほか、5月27日にはエルフィンストン主催で、ヒーバー夫妻や最高裁判事夫妻を含めた少数のグループが5日間バクセイン観光等を楽しむ「ピクニック」が開催され、エルフィンストンのきめ細かな配慮に夫人も「皆満足」し、「土曜日で、帰るのを残念がっている」と日記に記している [*Drewitt 1907*: 180-1]。

しかし状況は翌年の年初までに急速に悪化したようである。この点について詳述したドレウィットは、同年1月、ウエスト判事を決闘に持ち込もうという陰謀があったと主張している [*Drewitt 1907*: 225-33]。1月5日に州知事公邸の晩餐会を訪れた夫妻は、夫人がワーデンにエスコートされ会場に入場した一方、ウエスト判事にパートナーが割り振られず、他の主要なゲストが入場してから若者の集団とともに入場せざるをえなかったうえ、会場に適切な

[‘Rejection of the Calcutta Press Regulation by the Supreme Court at Bombay,’ *OH*, February 1827: 201-16]。

⁴⁷ 州知事や参事は最高裁の司法権外におかれていた。この時はエルフィンストンが丁寧に対応し、また事件の1か月ほど後に、ある将校主催の晩さん会でウエスト夫妻とワーデン夫妻に晩餐会の入場で互いのパートナーを務めてもらうという、主催者側から両者の和解のきっかけとなるよう配慮があったようである [*Drewitt 1907*: 182-3; 235-6]。この事件に関しては [*OH*, December 1825: 556-7] も参照。

⁴⁸ J・マルコムは、エルフィンストンの州知事在任期間中に最高裁司法権の範囲に関し、州政府と最高裁との間で既に対立があったとする [*Malcolm 2014*: 462]。

座席がなく、給師に椅子を持ってこさせる必要があったことに驚いた。ウエスト夫妻は晩餐会開始前に会場を去ろうとしたが、階段でエルフィンストンに引き留められ、そこで口論になったという。翌朝、散歩中のウエスト判事は無礼な態度の軍人に、「決闘の申し込みを受ける」という意外な内容のエルフィンストンのメッセージを聞かされた。決闘を申し込んでいないと否定すると、軍人はメッセージの内容を何度も繰り返し、「一步もひくなど言われている」などと話したという。その後エルフィンストンと何度か書簡を交換した後、穏便な形でおさまったが、夫人が日記に「(夫が) 決して言わなかった言葉を(軍人が) 汚い方法で言わせようとした」と書いているように、決闘に持ち込まれそうになったという認識は当時夫妻が抱いたものだったようである。ドレウィットは夫妻がイギリスの親族に送ったと思われる、判事と州知事の間の往復書簡を掲載しているが、この「決闘未遂」の背景は不明のままである。

2 月には奇妙な事件が起こった。法定代理人と法廷弁護士が喧嘩となり、片方が決闘を申し込んだが相手に拒否され、腹を立てて相手を鞭で打ちのめたとされる事件である。この事件に関し最高裁で審議が行われたが、その際、ワーデンも含め多数の証人が証言に立った。その開廷中にウエスト判事のもとに使者を介しワーデンから封筒が届けられたが、同判事は証人から個人的な書簡を受け取るものの問題や、前回ワーデンが法廷で起こした騒動も考慮して開封せず、封筒に受け取れない旨を書いた後、使者を通じワーデンに返却した。

翌日から数日間ウエスト判事は、ワーデンからの個人的なメッセージを届けたいという軍人に何度も声をかけられた。それを拒否し続けて 2 週間ほど後の 2 月 18 日、判事は州政府より、先述の最高裁審議の場でワーデンに対する「公衆の前での侮辱」等があったとして、ワーデンが本国にウエスト判事を告発するという通知が届いた。ウエスト判事は「侮辱」とみなされた可能性のあることに関し弁明する書簡を本国に送ったが、同判事が判断する限り、その内容は些細なことであったようである。この後、本国ではウエスト判事の主張が認められ、ワーデンは参事職を辞した。⁴⁹

このようにウエスト判事と州政府との関係が急速に悪化したように見える理由は不明である。ドレウィットは、1825 年 10 月に同判事が行った先述のボンベイ警察制度に関する説示が大陪審に好意的に受け止められなかったことを指摘する [Drewitt 1907: 218]。実際、先述のように *AJ* では批判が展開された。しかしその説示の内容のうち、表現が極度に辛辣な箇所はマッキントッシュの書簡を引用した箇所であり、全体としてはいくつかの具体的改革を提起するものであった。当時ボンベイの治安が良くなかったことは皆知るところであり、終戦直後で盗賊集団がボンベイ島に侵入していると理解されていた。州政府が感情的になるに十分な理由であったか不明である。

一方、この時期イギリス議会における勢力交代を印象付ける出来事があったようである。1825 年夏、インド監督局議長 C・W・W・ウィン、叔父で、長年イギリス議会で影響力を誇ってきたグレンヴィル閣の長であるバッキンガム公爵の、インド総督になりたいという無理な要求を拒否した。ウィン自身は下院の有能な政治家であったが、この派閥内の明白な「対立」はグレンヴィル閣の影響力低下を明白にしたとされる [Sack 1975: 122-3]。またバッキ

⁴⁹ この事件については [OH, October 1826: 200-4; December 1826: 621-2; Drewitt 1907: 240-4] を参照。

ンガム公爵がインド総督になる可能性が絶たれたことで、ウィンが選考し支えてきたウエスト判事の立場もさらに弱いものとなったと考えられる。

4 ウェスト判事の死去と他殺説

東インド会社統治下において、登録官裁判所や最高裁と州政府が対立することは珍しくなかったようである。そのなかで 1823 年から 31 年にかけてのボンベイにおける対立を有名にしたのは、1828 年 8・10 月の最高裁判事二名の連続死であり、一人残されたグラント判事を含め、周囲が他殺を疑い、情熱的に行動したためであった。その問題は枢密院に訴えられた他、イギリス議会でも取り上げられ、1833 年の特許状改定の議論にも影響を与えた。

しかし先行研究においてこの他殺説が取り上げられることは稀である。ドレウィットは 1828 年 8 月 18 日のウェスト判事死去までの、判事とボンベイ社会との対立やその緊張感の高まりを丁寧に描き、死去直前の判事の病状に関する夫人の日記を転載し、さらに判事の死因とされた”determination of blood to the head”という病気は近代医学では存在しないことが証明されているとコメントした。彼は王立外科学院のフェローだったようであり、彼が他殺を疑わせる表現をしたことは一定の説得力があった。しかしそれ以外の先行研究は、連続死の事実だけを記すか、「病死であった」と記述している。

1828 年から 31 年にかけてボンベイ初の大規模な署名、請願活動が展開された背景を考える際、この「他殺説」が当時説得力があったことを無視することは難しい。また後述のように、実際に判事が他殺されたとうかがわせる資料は多いと言わざるを得ない。グラント判事やボンベイ社会が抗議し、訴えを 2 年以上継続した背景には、それなりの理由があったのである。またこの問題に対しイギリス議会は、あらゆる人に明快な対応ではなかったものの、再発防止のため多様な対策を取っており、この事件の影響は多方面に及んだように見える。

植民地期にインド人の政治活動が次第に拡大していったことを考えるとき、軍事独裁政権的な性質を持つ植民地統治下において、政治における暴力がどのように抑制されていったかを検討することは重要である。1828 年頃ボンベイ州で起こった出来事は、植民地初期において、人間が政治的活動を行う「自由」がいまだその暴力や軍事における能力に依存していたことをうかがわせるものである。しかしその後、植民地統治機構とインド社会の双方が変わることで、次第に政治の形が変化していったと考える。その出発点を明らかにする意味で、グラント判事やボンベイ社会が訴えたものが何であったかを明らかにすることは、この事件の評価を超えて、意味あることと考える。

4.1 ジョン・マルコム書簡

エルフィンストンは 1827 年 10 月末にボンベイ州知事職を辞任し、既に到着していたマルコムの州知事就任を見届け、多くの晩餐会や謝辞披露で見送られながらヨーロッパへ帰国の途についた。新任のマルコム州知事は、ウェスト夫妻を含む最高裁判事に友好的な姿勢を示し、夫妻も信頼感を示していた。しかしドレウィットはこの表面上友好的な時期、マルコムが「紛争の準備を進めていた」という [Drewitt 1907: 290]。

マルコムとウエスト判事の交流や、州政府と最高裁との間のこの後の「対立」は、大英図書館所蔵インド政庁文書の HM シリーズ内にある、マルコムのノートや書簡の写しコレクションからも読み取ることができる。しかし、このコレクションの内容は極端に奇妙なものである。このような史料は本来、非常に慎重に扱うべきものであるが、後述のように、イギリス議会における討議の少なくとも一部がこのコレクション内の重要書簡を基礎としていていると考えられることや、ベンティンク卿文書やエレンボロー卿文書等の内容とも合致する点があることなどにより、ここでは一定の信憑性があると判断する。

この HM シリーズ内にあるコレクションは、「私用 (private)」という言葉と、「(中略) モロ・ラグナートの逮捕もしくは召喚および連れ去りに関するノート」という題名からはじまる。以下、マルコム自身が執筆したと思われる日誌風の記述と、書簡や関係書類の写しが続く。このノートに記された最初の記録は、1828 年 7 月 9 日に、当時デカンのサルダール層の負債関係の調整を担当していた役人 D からマルコムが受け取ったという、「最高裁の執行人」に孫を連れ去られたという旧ペーシュワー・バーギーラーオ II 世の姻戚ダムデレの覚書の写しである。その覚書を受け取った後、マルコムはプーナ滞在中のウエスト判事を訪問し、彼の理解と協力を得て、連れ去られた「孫」をダムデレに返還することに成功した。上記のことが、日誌風の文章や、書簡、関係書類の写し等で明らかにされる。

この日誌風の記述と関係書簡や資料の写しに続き、同コレクションには、同年 7 月 18 日にマルコムが当時のボンベイ州軍総司令官に宛てた長い書簡の写しが保管されている。その書簡の冒頭でマルコムは、おそらく上記の「ノート」を指すと思われる「モロ・ラグナートを拘束した最高裁執行人に関し起こった出来事についての個人的なノート」をお送りすると述べ、さらに州軍総司令官の他 3 名⁵⁰が同ノートを閲覧することが「重要」だと述べる。

その後、それまでの口調と打って変わり、「声明文」ともいえる内容が同書簡に現れる。マルコムは、「関係人物を真剣に追訴し、その手順を知れ渡らせる」ことで、「最高裁に、我々と同程度に、国家の危機を認識させる」ことを「我々」は目指す、と宣言する。また物事を穏便にではなく「最も妥協のない強固さ (uncompromising firmness to the utmost extreme)」で押し進めなくてはならないとマルコムが考える「政治的理由」を、先述の 3 名のうちの 1 名に説明してほしいとの州軍司令官への依頼の言葉が続く。

その後、マルコムはその「政治的理由」を 3 点挙げる。内容は若いころからインドやペルシャの外交畑を歩んできた彼らしい内容ではある。

第一点目は、最高裁の権限に関するインド人の「無理解」のため、執行人などの下級の司法関係者が横柄にふるまっており、その結果「政府の権威や官僚の権力」が削られているというものである。マルコムは現状としてインド人が「上から下まで」最高裁を「何か偉大で驚くべきもの」、さらに行政、外交、軍事のあらゆる領域において政府の活動に介入できるものと考えていると述べる。その結果、執行人が見せる横柄さに歯止めがかからないという。

第二点目は、当時のバローダ藩王国外交に与えている悪影響とマルコムが考える点である。マルコムは、当時州政府が非常に悪辣と考えていたワニラームが同藩王国の在ボンベイ代理

⁵⁰ この書簡においてマルコムが「ノート」の閲覧を求めた 3 名のうち 2 名がマルコム州知事在任期間中に亡くなっている。

人に就任した背景を、同藩王国が将来的に州政府からの要求に対し最高裁に救済を求める意図があるからだとする。

第三点目は、マルコムがサタラ藩王国外交への影響と考えた点である。彼は、サタラ藩王がボンベイで最高裁判事に面会することを熱望し、面会の際の格式等をレジデントに尋ねたことを苦々しく記述する。また藩王が最高裁に対し持つ印象は、それ以外の人々にも影響を与えるとする。

どれも一見、緊急の問題に聞こえにくく、後にマルコムの行為がイギリス議会で揶揄されたとき、上記の内容の一部が言及された。⁵¹しかし後述のように彼の考えや行動にはその後インド統治上層部から賛意が示された。彼は続いて以下のように述べる。

このような確信のもと、私はもしかしたら、今、文民政府の権威を守るために、より派手で大胆な方法をとるべきなのかもしれない。しかし、例えそのような行動がインドでより人気を博し、またイギリスで同意を得られるとしても、節度があり (*temperate*)、それでいて強固 (*firm*) な行動によってのみ達成できる目的を目指すべきであり、そのためにあらゆる個人的な感情は排除される。

その手段は「帝国の安全や豊かさ、よって住民の幸福」にも資するものであるとし、さらに「温かみや個人的な感情」を加えないことで、行動により強固な理由があったのだらうと理解されるであろうと述べている。⁵²

4.2 ウェスト夫人の日記

ウェスト夫人の父親はウェスト判事の養父であり、夫人は幼いころから判事をよく知っていたと思われる。また結婚後、1822年8月につけ始めた夫人の日記には、判事健康状態がこまめに記されている。

ワーチャーは同判事が強靱な健康の持ち主ではなく、州政府との度重なる対立による心労もあり体調を崩したとする [Vachha 2011: 192]。しかし同研究を含め心労説をとる先行研究の多くは夫人の日記の原本を参照していないように見える。ドレウィットの研究 [Drewitt 1907] は全体として非常に誠実な抜粋であるが、夫妻の健康に関する記述や、社交関係に関する記述は多く削られている。1828年8月18日に判事亡くなるまでの6年間の日記の記録を通して見ると、同判事が病弱であったという印象は薄まる。

夫人の日記には、判事が時に「くしゃみの発作 (*attack of sneezing*)」に襲われることが記録されている。おそらく持病だったと考えられる。この発作は、疲れやストレスがたまる時期に起こりやすかったようであるが、1824年8月19日に「今年くしゃみはほとんどなかった」記しているように [JLW, f. 64]、ボンベイ滞在中必ずしも常に深刻ではなかったようである。また赴任直後や雨期入り直後には体調を崩しがちだったように見えるが、それは現在もボンベイの気候ではよくあることであり必ずしも病弱を意味しない。判事は日常的には朝

⁵¹ 'Supreme Court of Judicature at Bombay,' HCD, 4 March 1830, vol. 22 c1300; [長尾 2016c: 8].

⁵² From J. Malcolm to T. Bradford, 18 July 1828, HM736, ff. 781-93.

夕の散歩、休暇中のゴアやプーナにおいては狩りや乗馬等を楽しんでおり、亡くなる直前の1828年7月15日にも乗馬用の馬を家に連れてきたという記述がある [JLW, f. 197]。

一方、亡くなる直前にも現れる「動悸 (palpitation)」は1828年2月14日の日記に最初に現れる。このとき彼は、その後死因ともされた“determination of blood to the head”という診断を受け、放血、薬、温浴、断食の治療を受けた。その後体調はやや回復したが、同月18日にもいまだ体調不良と頭痛、発熱を訴えている [JLW, f. 181; Drewitt 1907: 283]。

亡くなる直前のウエスト判事の症状に関する夫人の記録は [Drewitt 1907: 300-3] に掲載されたものでほぼ全てである。1828年8月4日、同判事は「動悸」と「不安感 (nervous feeling)」に襲われた。翌日、同判事は自宅にダムデレラを迎え、モロ・ラグナートの連れ去り問題に関しそれが非合法に行われたことや、ボンベイに帰還後対応するので安心してほしい旨を伝えた。6日には再び動悸と不安感があったが、その後2日間ほど同判事の体調はやや回復したようである。しかし9日になり同判事は発熱し、10日夜には高熱を出し、医師から甘汞 (calomel) と解熱剤 (James' Powder) を処方された。その後も眠れないほど苦しい夜が続き、12日には多くの放血処置を受け、医師には親戚を呼び寄せるよう強く勧められた。13日には症状がさらに悪化し、「おそらく20グレインほどの甘汞を一日3回服用しているのに熱が下がらない」と記述されている。さらに首の裏に巨大な水疱が現れた。14日には6行の遺書を書き、娘や資産に関することを妻に話した。この日には頭側部全体に及ぶほどのふたつの巨大な水疱が現れた。15日には呼吸がやや楽になったが、熱は下がっても苦しく眠れない状態であった。16日にはボンベイから駆け付けた親戚と面会したが、「激しく、止まらない」しゃっくりに苦しめられ、2歳の娘との面会は避けた。17日の夜は熱としゃっくりに苦しめられ、18日朝、ウエスト判事は息を引き取った。

ウエスト判事の亡くなる直前の症状のなかには、処方された薬の作用等もあった可能性がある。夫人の日記を見る限り、甘汞の処方や放血処置は当時一般的な医療行為であったようであり、また上記の解熱剤も、18世紀後半以降、発熱の際に一般的に処方されたものである。しかし甘汞は有毒物質であり、当時解熱剤にも有害物質が含まれることが多かったようである。一方、症状は一見したところ、コレラ等、当時インドで恐れられた熱帯感染症の症状とは異なっていたようであり、また先述のように死因も熱帯病以外の診断がなされた。この時期の医学の水準を反映し、“determination of blood to the head”は不快感を伴う多様な症状をあらわす「病名」だったようであるが、亡くなる直前の同判事の症状が、その病名に対し一般的な症状であったかも不明である。⁵³全体として、1828年2月や亡くなる直前の同判事の症状は、それ以前に悩まされていた「くしゃみの発作」や雨期の発熱等とは性質の異なるものであった可能性がある。

4.3 ベンティンク総督との往復書簡

⁵³ 医学的な考察を行うことはできないが、19世紀前半、“determination of blood to the head”の症状としては、めまいや過剰な眠気、頭痛、てんかん発作等が分類されていたようである [Hull 1842]。

ウェスト判事死去後の 1828 年 9 月 10 日と 13 日、マルコムは二度に分け、ベンティンク総督に宛て、モロ・ラグナート関連の「ノート」や「書簡」を送った [HM734, ff. 506-11]。⁵⁴ それに対する 10 月 12 日付の返信においてベンティンクはほとんど批判を隠さなかった。それは以下のような内容であった。

最高裁との紛争に関する報告の後半部分を昨日受領しました。我々はあなたが全く正しいと思います。ただ、これほど時間がかかるとあなたが予想できていればよかったと思います。もしあなたがこの問題についてインド政府に報告してくれていたらと。そうしてくれていたら、我々はこの問題についてすぐに C・グレイ卿⁵⁵に相談していたでしょう。彼は人柄がよく、非常に男らしい人です。彼なら政府にも最高裁にも有用な、最大限公平な意見をくれたでしょう。彼は自由な立場から考える人で、政府を積極的に助けてくれる人です。その後この問題は本国に送られ、対立の当事者が多かれ少なかれ持つような情熱や個人的感情から切り離すことができたかもしれません

内閣の政治情勢におこるであろう変化についてですが、公爵は膨大な量の偏見に立ち向かわなくてはならなくなるでしょう。しかし彼が最初に動揺しなければ、現王の治世が続く限り、彼が留任してもおかしくありません。彼は決断が非常に早く、有能で、他の誰よりも物事をこなすことができますし、実際により多くのことをするでしょう。しかし彼は戦の勝ち方を知っている人です。勝つためには大いなる節約と緊縮、植民地政府の改革を伴うでしょう。彼は堂々と、男らしく、率直な行動によって社会からの敬意を維持するでしょう。彼自身の不人気や、彼の内閣の不人気や、彼自身の反リベラル的な考え方にも関わらずです。ばかげた偏見が彼の進む道を妨害することなど許さないでしょう。ましてや個人的な雑事や配慮 (personal jobs or considerations) になどに妨害させないでしょう。⁵⁶

マルコムは 1798 年頃からウェルズリ家に仕え [Malcolm 2014: 63]、またアーサー・ウェルズリ (のちのウェリングトン公爵) に長年引き立てられた人物である。ボンベイ州知事就任においても同公爵の後押しがあったことはイギリス政界で知られていた。インドにおける功績だけでなく、1815 年のウォータールー会戦を率いた同公爵のイギリスにおける権勢は計り知れず、またジョージ IV 世の同公爵に対する信任も厚かったと言われる。一方、当時首相だった同公爵はイギリス議会改革等、当時機運が高まっていた自由主義的改革に反対しており、そのような改革圧力を抑えるのに苦心していた。ベンティンクはマルコムの行為が同公爵の権力基盤にとり打撃になるのではないかと考えたのである。⁵⁷

このベンティンクの返信をマルコムは気に入らなかったようである。1829 年 6 月に東インド会社役員に宛てた書簡において、「チャールズ・グレイ卿は彼らが言うように穏健で学識が

⁵⁴ この二通の書簡は [Kaye 1856: 510-1] にも掲載された。

⁵⁵ Sir Charles Edward Gray (b. 1785; d. 1865) . 当時カルカット最高裁主任判事。

⁵⁶ From W. C. Bentinck to J. Malcolm, 12 October 1828, WBP, PwJf1401.

⁵⁷ このボンベイにおける問題がウェリングトン公政権に影響を与えたかは不明であるが、マルコムと同様に同公爵に引き立てられた当時のインド監督局議長エレンボロー卿がこの問題についてマルコムに送った私信が新聞に流出し、同卿はイギリス議会で集中的に批判された。

あるのかもしれませんが、このような紛争における行動を個人の人格と結び付けることには永遠に非を唱えなくてはならない」、「(ベンティンクが上記の書簡で述べたような方法では)良いことがあったとしても一時的ですし、一度相談したらその後も相談すると公約することになります。このようなことは将来の行動規則にされやすいので、ベンガル政府の意見は賢明でないと考えます」と述べている。⁵⁸

マルコムは 1828 年 10 月下旬、自身が最高裁との闘争と捉える事象についてインド監督局や東インド会社役員会等に報告するため使者を派遣した。それらの書簡は 1829 年 2 月 7 日までにイギリスに到着し、それに対する関係者の返信は同年 6 月ごろにマルコムに届いた。彼はそのうち 6 通の全体や抜粋を直後にベンティンクに転送し、それが今日までベンティンク卿文書内に保管されている。⁵⁹それらの書簡から伺われるのは、マルコムの「行為」をインド統治首脳の一部が誉めそやしたということである。

ある東インド会社役員会重役は「我々が知る限りにおけるあなたの行動」は関係当局の「完全な支持を得ている」と伝えている。⁶⁰また、より率直に伝えているのはマルコムの妻である。彼の書簡がイギリスに届いたのち、関係者がマルコムの自宅を訪ね、当局の支持を伝えたという。

あなたの評判が今ほど高まっている時はありません。こちらのあらゆる人々が、最高裁の恣意的な手法と対決し、止めるためにあなたが採った大胆で高貴な方法に喜んでいます。L は、あなたが採った手段に対し A が最大の賛辞を送っており、あなたが立派な州知事だと言っており、またあなたに彼の考えを伝える書簡を送ったと言っていました。昨日会った C も同じことを言っていました。また、あなたがあと 10 年インドにいたとしても、これ以上あなたの名をあげることはできないだろうと言っていました。W もあなたの最近の行為にお喜びで、もちろんあなたをあらゆる方法で支えるでしょう。E はあなたの帰国予定に落胆して、「だれがマルコム卿のかわりになりうるのか」とおっしゃっています。⁶¹

マルコムはこの後多くの書簡において、自身が「戦い」、また評価されたのは、モロ・ラグナート問題におけるグラント判事との対立に関してだと繰り返し主張する。しかし上記のイギリスからの書簡は 10 月下旬という、最高裁に関しマルコムが、表面的にはチャンバース判事への書簡送付以外の行動はほとんどしていない時期に彼が送った書簡に対する返信であった。「大胆で高貴」と評され、「あと 10 年インドにいたとしてもこれ以上名をあげることはできない」ほどの評価を得るほど、かわったことは何もなかった時期である。

一方、1828 年 8 月 18 日のウエスト判事の死去に続き、10 月 13 日にチャンバース判事、同月 15 日にウエスト夫人が死去する中で、州政府に対するボンベイ社会の見方は、マルコムの

⁵⁸ From J. Malcolm to J. Loch, 11 June 1829, HM734, ff. 426-7. この書簡においてマルコムは、上記のベンティンクの書簡を「法廷の閉鎖」に関する返信と伝えているが、法廷閉鎖は 1829 年 4 月の出来事であり、マルコムとベンティンクとの間で上記の書簡が交わされたのはその後である。三通の書簡の日付は明瞭に記されている。

⁵⁹ From John Malcolm to Lord W. Bentinck, 4 June 1829, WBP, PwJf 1420.

⁶⁰ WBP, PwJf 1422.

⁶¹ From C. Malcolm to J. Malcolm, 9 February 1829, WBP, PwJf 1425.

主張とは異なる方向へと振れていった。グラント判事は、マルコムらがチャンバース判事に対し送った書簡の内容に抗議するという形で枢密院に請願を行ったが、その請願が注目を集めたのは、その具体的な請願内容だけでなく、同判事が請願を出すに至った状況や、「州の、行政・軍事の全権力で武装した者による、最高裁に対する、最も違憲で犯罪的な試みに対し、陛下の保護を懇願する」という請願の表現であった [Knapp 1831: 7]。

しかしウェリントン公内閣の強い影響力のもと、イギリスではグラント判事を批判し、州政府を強く支持する決定が次々とくだされ、その知らせはボンベイにも届いた。1829年2月にウェスト判事の後任としてグラント判事を飛び越え、当時32歳ほどのボンベイ法務総監代理ジェームス・デュワーがボンベイ最高裁主任判事に指名されたほか、同年6月には枢密院がグラント判事の請願を退けた。イギリスが州知事の「横暴」を是正する措置を取るだろうと期待した人々は、逆の知らせが次々と届けられる状況に憤った。このような背景で、別稿で述べるように、ボンベイにおける署名、請願運動は、前例のない規模に拡大した[長尾 2016b: 18; 2016c: 2, 10-6]。

5 おわりに

ボンベイで何らかの有用な改革をしたいと考えていたマッキントッシュは、その後社会からの強い反発を経験し、1807年までには「あらゆることに挫折し、任務を単にこなすだけで満足しなくてはならない」と述べるようになった [Gust 2010: 155]。退任直前の1811年にボンベイ警察制度に関する報告書を提出した際、本来行うべき改革を自身の「平和的な性格、権威あることを書きたいという気持ち、変化への恐れ」から行ってこなかったことを恥じていると彼は述べた [Morley 1849: 510]。

ウェスト判事はイギリスのインド統治改革派から一定の後押しを受け、ボンベイで何らかの改革が可能と考え、またそれが責務と考えた。しかし彼が実現できた具体的な改善の多くは少額訴訟裁判所の手数料是正のようなささやかなものであった。彼は多額の賠償判決を出したが、最高裁は最終法廷ではないため、その後判決は枢密院で覆された。同判事の死後、彼の行動がインド統治にもたらした「危機」が一部により主張されたが、1818年の第三次マラータ戦争終結から1839年のサタラ王プラタープ・シン廃位までの期間は、一般的にボンベイ州は軍事的に安定していたといわれており、今回の調査で、説得力のある「危機」や、東インド会社が受けた「実害」のようなものは浮かび上がらなかった。明らかになったのは、報道の種や政界の話題にならぬよう同判事が行動し続けなかったことがインド統治上層部や州高官から驚くほどの不興や反発を買ったことである。

1820年代のボンベイは何よりも、東インド会社の専制的な軍事支配下にあった。その状況にあって人々が伝統的な生活を離れて行えることは限られており、そこから離れることには具体的な危険が伴った。イギリスに一定の政治的人脈があり、法曹という強力な集団の一員であったウェスト判事らが直面した困難が、当時の他のボンベイ住民に共有されていなかったということができるだろうか。前近代から人々は、様々な伝統的社会集団等を基礎に国家に対しある程度の主張を行ってきたが、インドの広大な領域を支配する植民地政権に意見するには伝統以上のものが必要であった。別稿で扱うように状況は1830年代以降次第に変化し、

教育を受けた中産階級による植民地政府の監視が生まれたが〔長尾 2016c: 16〕、その出発地点において、ボンベイ社会は深い専制支配下にあったのである。

参考文献

文書史料

BC: Board's Collections (British Library, IOR)

BPC: Bombay Public Consultations (British Library, IOR)

HM: Home Miscellaneous (British Library, IOR)

JLW: Journal of the Lady West in Sir Edward West Papers (British Library, IOR Eur Mss D.888.1)

PLB: Public Letters from Bombay (British Library, IOR)

WBP: Lord William Cavendish Bentinck Papers (University of Nottingham)

イギリス議会議事録

HCD: The House of Commons Debates (*Hansard*)

同時代定期刊行物

AJ: The Asiatic Journal

OH: The Oriental Herald

図書資料および二次文献

Ballhatchet, Kenneth, 1957, *Social Policy and Social Change in Western India 1817-1830*, London: Oxford University Press.

Bayly, C. A., 2012, *Recovering Liberties*, Cambridge: Cambridge University Press.

Bhatnagar, O. P., n.d., "The Case of Moro Raghunath: A Case Illustrating the Conflict between Judiciary and Executive in India in Early Nineteenth Century,"

<<http://www.allahabadhighcourt.in/event/TheCaseofMoroRaghunathOPBhatnagar.pdf> (2016 年 2 月 17 日参照) >.

Buckland, C. E., 1906, *Dictionary of Indian Biography*, London.

Chambers, Charles Harcourt, (ed.) , 1824, *A Treatise on Estates and Tenures, by the Late Sir Robert Chambers*, London.

Chambers, Charles Harcourt, 1828, *Memoir of the Late Sir Edward West Knt. Chief Justice of the Supreme Court of Bombay*, Bombay.

Dobbin, Christine, 1972, *Urban Leadership in Western India: Politics and Communities in Bombay City 1840-1885*, Oxford: Oxford University Press.

Douglas, James, 1900, *Glimpses of Old Bombay and Western India*, London: Sampson Low, Marston.

Drewitt, F. Dawtrey, 1907, *Bombay in the Days of George IV: Memoirs of Sir Edward West*, London: Longmans.

The Duke of Buckingham and Chandos, 1859, *Memoirs of the Court of George IV*, vol. I, London: Hurst and Blackett.

Edwardes, S. M., 2001, *The Gazetteer of Bombay City and Island*, vol. 2, New Delhi: Cosmo.

Furber, Holden, 1948, *John Company at Work: A Study of European Expansion in Idnia in the Late Eighteenth Century*, Cambridge [MA] : Harvard University Press.

Furber, Holden, 1976, *Rival Empires of Trade in the Orient 1600-1800*, Minneapolis, University of Minnesota Press.

Gupta, A. C., (ed.) , 2002, *Studies in the Bengal Renaissance*, Kolkata: National Council of Education, 2002 (first edition 1958) .

Gust, Anna Louise, 2010, “Empire, Exile, Identity: Locating Sir James Mackintosh’s Histories of England,” (Unpublished Ph.D. Thesis, University College London) .

Hull, R., 1842, *Essays on Determination of Blood to the Head*, London: Churchill.

Kaye, J. W., 1856, *The Life and Correspondence of Major-General Sir John Malcolm, G. C. B.*, vol. II, London: Smith, Edler.

Knapp, Jerome W., 1831, *Reports of Cases Argued and Determined before the Committees of His Majesty's Most Honourable Privy Council, 1829 to 1831*, London: J. & W. T. Clarke.

Mackintosh, Robert James, (ed.) , 1835, *Memoirs of the Life of Sir James Mackintosh*, vol. 1, London: Edward Moxon.

Majumdar, R. C., 1997, *History of Freedom Movement in India*, vol. 1, Calcutta: Firma KLM (first edition 1962)

Malcolm, John, 2014, *Malcolm: Soldier, Diplomat, Ideologue of British India*, Edinburgh: Birlinn..

Masselos, J. C., 1974, *Towards Nationalism: Group Affiliations and the Politics of Public Associations in Nineteenth Century Western India*, Bombay: Popular.

Masselos, Jim, 1992, "Changing Definitions of Bombay: City State to Capital City," in Indu Banga (ed.) , *Ports and their Hinterlands in India 1700-1950*, New Delhi: Manohar, pp. ...

Mehrotra, S. R., 1971, *The Emergence of Indian National Congress*, New York: Barnes & Nobles.

Morley, W. H., 1849, *An Analytical Digest of All the Reported Cases in the Supreme Courts of Judicature in India*, vol. II, London: Wm. H. Allen.

Palsetia, Jesse S., 2001, *The Parsis of India: Preservation of Identity in Bombay City*, Leiden: Brill.

Rodrigues, Dulcinea Correa, 1994, *Bombay Fort in the 18th Century*, Bombay: Himalaya.

Sack, James J., 1975, "The Decline of the Grenvillite Faction under the First Duke of Buckingham and Chandos, 1817-1829," *Journal of British Studies*, vol. 15, no. 1, Autumn, pp.112-34.

Subramanian, Lakshmi, 1985, "Capital and Crowd in a Declining Asian Port City: The Anglo-Bania Order and the Surat Riots of 1795," *Modern Asian Studies*, vol. 19, no. 2, pp. 205-37.

Stephen, Leslie, (ed.) , 1887, *Dictionary of National Biography*, vol. 10, New York: MacMillan.

Stokes, Erik, 1959, *English Utilitarians and India*, Oxford: Clarendon.

Vachha, P. B., 2011, *Famous Judges, Lawyers and Cases of Bombay*, reprint edition, New Delhi: Universal (first edition 1962) .

Vachha, R. F., 1874, *Mumbaino Bahar*, pustak 1, Mumbai. (Gujarati)

West, Edward, 1815, *Essays on the Application of Capital to Land*, London.

West, Edward, 1817, *A Treatise of the Law and Practice of Extents*, London.

Zastoupil, Lynn, 2010, *Rammohan Roy and the Making of Victorian Britain*, Palgrave Macmillan.

水林彪他、2001、『新体系日本史 2 法社会史』、山川出版社。

長尾明日香、2016b、「植民地体制形成期の管区都市と政治（2）－人身保護令状とインド人の「意見」－」（INDAS ワーキングペーパー）

長尾明日香、2016c、「植民地体制形成期の管区都市と政治（3）－ボンベイ住民の請願運動－」（INDAS ワーキングペーパー）